

青森県報

第三千二百七十六号

平成二十二年
八月十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 基本測量の実施……………(監理課) ……二

公 告

- 特定非常営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
- 肥料登録の失効……………(食の安全・安心推進課) ……二
- 空港用化学消防車の交換に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……三

出先機関

- 土地改良事業施行協議の適当の決定……………(県南地域局) ……四
- 土地改良区の役員の住所変更……………(同上) ……四
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(同上) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同上) ……四
- 土地改良事業の工事の完了……………(同上) ……五

告

示

青森県告示第五百五十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十条第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まえたい薬局	三沢市大字三沢字前平四七の二五七	平成三・八一

青森県告示第五百五十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等		診療科目	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
大澤 忠治	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	外科(直腸機能障害)	"
杉山 讓	公立金木病院	五所川原市金木町菅原一九	外科(肝臓機能障害)	平成三・八一

青森県告示第五百五十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
三沢市港町二丁目一六 協栄漁業生産組合 三沢市港町二丁目一五の二 北栄漁業生産組合	三沢区域 三沢市漁業協同 組合の地区	小型定置漁業と内 水面以外の水面に おいて網漁具を水 深二十七メートル 以上の水中に定置 して主としてさけ 又はますをとる漁 業(以下「さけ・ ます定置網漁業」 という)を併せ 営む漁業

青森県告示第五百五十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
- 基本測量
- 二 作業期間
- 平成二十二年八月九日から平成二十三年三月二十日まで
- 三 作業地域
- 青森市
- 弘前市
- 五所川原市

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
- 平成二十二年七月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
- 特定非営利活動法人ほほえみの会
- 三 代表者の氏名
- 藤林 百合子
- 四 主たる事務所の所在地
- 五所川原市大字太刀打字早蕨二一五の八
- 五 定款に記載された目的
- この法人は、地域住民に対して、障害者及び高齢者が人間らしく当たり前に生きていくために必要な事業を行い、障害者及び高齢者の社会参加の促進に寄与し、地域の福祉力の向上を目指すことを目的とする。

肥料登録の失効

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六二二号	肥料の種類 化成肥料	肥料の名称 有機入り燃 焼灰ペレツ ト	保証成分量 (パーセント) りん酸全量 一八・〇 加里全量 一五・〇 く溶性苦土 四・五	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社農産 技研 十和田市大字 三本木字並木 西一七一の一 二
-----------------------	---------------	------------------------------	---	----------------------------	--

空港用化学消防車の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

空港用化学消防車

一台

二 納入期限

平成二十四年二月二十九日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一

月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十二年九月十七日までに青森県土整備部港湾空港課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課港政グループ

電話 〇一七 七三四 九六七三

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十二年十月四日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 西棟七階C会議室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Chemical pumper for use at the airport

2 Time limit for tender:

4 October, 2010 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Ports, Harbors and Airport Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9673

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、弘前市の行う加藤堰1号地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十六日

中南地域県民局長 深 澤 守

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 条例の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年八月十七日から同年九月十三日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北三沢土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

上北地域県民局長 小林 巧 一

役員別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	中村 廣光	旧住所 三沢市六川目二丁目一〇一の一〇〇六 新住所 三沢市六川目二丁目七七五の一	平成三〇・六・二
"	坂田 正彦	旧住所 三沢市谷地頭四丁目一九八の七九 新住所 三沢市谷地頭四丁目一九八の六八四	三〇・六・二五

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北三沢土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

上北地域県民局長 小林 巧 一

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	沼田 勝美	三沢市朝日二丁目四八六の一	平成三〇・七・三就任

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	中村 廣光	六川目一丁目七七五の一	
"	坂田 正彦	谷地頭四丁目二九八の六八四	
"	三田 節夫	六川目六丁目三三三の七	
"	藤谷 明	新森一丁目六の六	
"	浪岡 英悦	塩釜四丁目四七の九	
"	浦田 忠博	〃 四八の一七	
"	長谷川雅雄	織笠一丁目一四二一	
"	赤沼 和純	八幡一丁目一〇五九	
監事	田中 清吉	塩釜三丁目一四五の二二九	
"	織笠 誠一	谷地頭二丁目六九五の二	
"	小向 國政	織笠一丁目一五〇	
理事	沼田 勝美	朝日一丁目四八六の一	三〇・七・二退任
"	中村 廣光	六川目一丁目七七五の一	
"	立崎 孝夫	塩釜四丁目四七の五	
"	三田 節夫	六川目六丁目三三三の七	
"	坂田 正彦	谷地頭四丁目二九八の六八四	
"	柿本 剛	越下一丁目一〇二三	
"	田中 正孝	織笠二丁目二五八七の一	
"	浪岡 英悦	塩釜四丁目四七の九	
"	田中 清吉	塩釜三丁目一四五の二二九	
監事	織笠 誠一	谷地頭二丁目六九五の二	
"	小向 國政	織笠一丁目一五〇	

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北三沢土地改良区の定款の変更を平成二十二年八月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

上北地域県民局長 小林 巧 一

土地改良事業の工事の完了

相坂川左岸地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

上北地域県民局長 小林 巧 一

- 一 県営土地改良事業の名称
かんがい排水事業
- 二 工事完了年月日
平成二十二年六月十八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭